

令和3年度 ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策 経営支援資金のご案内（令和3年4月1日現在）

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課

この資金は、新型コロナウイルス感染症により、売上減少の影響を受けている市内中小企業者の方の経営を支援するための融資制度です。

1 ご利用いただける方

名古屋市内で事業を営んでいる会社・個人・医療法人・協同組合等（名古屋市信用保証協会を利用できる中小企業者の方に限ります。）で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少し、セーフティネット保証（4号・5号）又は危機関連保証の認定を受け「経営行動計画書」（※2）を作成した方です。

※1 セーフティネット保証 5号認定を受けて利用する場合、15%以上の売上減少が必要です。

※2 「経営行動計画書」とは、申込金融機関との対話を通して、現状認識及び今後のアクションプラン等を定めた計画のことを指します。

2 融資条件

融資限度額	4,000万円
資金使途	設備資金・運転資金
融資期間	3年以内 年 1.1%
融資利率	3年超～10年以内 年 1.2%
据置期間	5年以内
保証料率	0.2%
担保	名古屋市信用保証協会所定
連帯保証人	法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。法人代表者も一定要件（法人・個人分離、資産超過）を満たし、経営者保証免除を希望し、適用される場合は不要。

3 融資の取扱期間

令和3年4月1日（木）から翌年3月31日（木）まで

※3 危機関連保証の認定を受けて利用する場合、上記の取扱期間にかかわらず経済産業大臣が定めた期間内に融資実行されることが必要です。

4 取扱金融機関（申込受付窓口）

次の取扱金融機関（市内店舗）にお申込みください。

銀行	三菱UFJ・りそな・三井住友・みずほ・北陸・大垣共立・十六・静岡・百五・三重(※4)・関西みらい・第三(※4)・名古屋・愛知・中京
信用金庫	愛知・中日・岡崎・瀬戸・碧海・岐阜・西尾・豊田・東春・いちい・蒲郡・知多・東濃
信用組合	愛知商銀
その他	商工組合中央金庫

※4 令和3年5月1日以降は、三重銀行と第三銀行が合併し、三十三銀行が取扱金融機関となります。

5 申込に必要な書類

- 信用保証委託申込書
 - 信用保証委託契約書
 - 個人情報取扱に関する同意書
 - 印鑑証明書
 - 確定申告書(写し)2期分・決算書(写し)2期分
 - 許認可等を要する事業については、許認可証の写し
 - 設備資金の場合は、計画を証する見積書、契約書等
 - (法人の場合)商業登記にかかる登記事項証明書(商業登記簿謄本)、定款
 - セーフティネット保証(4号・5号)又は危機関連保証の認定書(又はその写し)
 - (経営者保証の免除を希望する場合)経営者保証免除対応確認書
- ※5 上記の書類以外に、その他必要な書類をお願いすることがあります。

} 名古屋市信用保証協会所定様式

6 認定書の有効期限について

- 本制度を利用する場合に必要な、セーフティネット保証(4号・5号)認定にかかる認定書の有効期限は、認定書の発行の日から30日間です。また、危機関連保証の認定にかかる認定書の有効期限は、認定書の発行の日から30日間と経済産業大臣が指定する期間の終期のいずれか先に到来する日となります。
- 認定書の有効期間内に、融資に関する手続きを円滑に進めるため、認定申請の前に、上記4の取扱金融機関とご相談いただくようお願いいたします。

7 その他

融資の際には信用保証協会と金融機関の金融上の審査があります。

8 お問い合わせ先

- (1) 融資制度全般に関すること
 名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課
 名古屋市千種区吹上二丁目6番3号(中小企業振興会館6階)
 電話 052(735)2100
- (2) 保証制度等に関すること
 名古屋市信用保証協会
 名古屋市中区栄二丁目12番31号
 電話 052(212)3011